

令和6年度

大山崎町一般会計予算書



## 第 2 2 号議案

### 令和 6 年度大山崎町一般会計予算

令和 6 年度大山崎町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6, 8 4 4, 1 8 3 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和6年2月21日 提 出

大山崎町長 前川 光

# 第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 町税		2,995,299
	1 町民税	927,776
	2 固定資産税	1,849,873
	3 都市計画税	102,850
	4 軽自動車税	29,800
	5 町たばこ税	85,000
2 地方譲与税		30,710
	1 自動車重量譲与税	22,000
	2 地方揮発油譲与税	7,000
	3 森林環境譲与税	1,710
3 利子割交付金		820
	1 利子割交付金	820
4 配当割交付金		20,000
	1 配当割交付金	20,000
5 株式等譲渡所得割交付金		20,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	20,000
6 法人事業税交付金		35,000
	1 法人事業税交付金	35,000
7 地方消費税交付金		340,000
	1 地方消費税交付金	340,000
8 環境性能割交付金		6,300
	1 環境性能割交付金	6,300
9 地方特例交付金		102,308
	1 地方特例交付金	102,098

(単位：千円)

款	項	金	額
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金		210
10 地方交付税			1,110,000
	1 地方交付税		1,110,000
11 交通安全対策特別交付金			1,588
	1 交通安全対策特別交付金		1,588
12 分担金及び負担金			105,716
	1 負担金		105,716
13 使用料及び手数料			61,839
	1 使用料		50,878
	2 手数料		10,961
14 国庫支出金			853,406
	1 国庫負担金		632,417
	2 国庫補助金		216,290
	3 委託金		4,699
15 府支出金			537,849
	1 府負担金		312,711
	2 府補助金		197,729
	3 委託金		27,409
16 財産収入			19,027
	1 財産運用収入		19,025
	2 財産売払収入		2
17 寄附金			62,744
	1 寄附金		62,744
18 繰入金			249,603
	1 特別会計繰入金		3
	2 基金繰入金		249,600

(単位：千円)

款	項	金額
19 繰越金		5,000
	1 繰越金	5,000
20 諸収入		134,774
	1 延滞金・加算金及び過料	1,500
	2 町預金利子	13
	3 貸付金元利収入	20,240
	4 雑入	113,021
21 町債		152,200
	1 町債	152,200
歳入	合計	6,844,183

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議会費		102,007
	1 議会費	102,007
2 総務費		714,415
	1 総務管理費	569,091
	2 徴税費	71,763
	3 戸籍住民基本台帳費	59,268
	4 選挙費	7,755
	5 統計調査費	337
	6 監査委員費	6,201
3 民生費		2,862,395
	1 社会福祉費	1,399,134
	2 児童福祉費	1,463,261
4 衛生費		581,810
	1 保健衛生費	292,782
	2 清掃費	289,028
5 労働費		21,958
	1 労働費	21,958
6 農林水産業費		25,040
	1 農業費	12,409
	2 林業費	12,631
7 商工費		38,799
	1 商工費	38,799
8 土木費		568,321
	1 土木管理費	125,912
	2 道路橋りょう費	114,875
	3 都市計画費	327,534
9 消防費		422,211



(単位：千円)

款	項	金	額
	1 消防費		422,211
10 教育費			889,956
	1 教育総務費		167,646
	2 小学校費		219,091
	3 中学校費		133,870
	4 社会教育費		332,412
	5 保健体育費		36,937
11 災害復旧費			2
	1 災害復旧費		2
12 公債費			607,269
	1 公債費		607,269
13 予備費			10,000
	1 予備費		10,000
歳	出	合	計
			6,844,183

## 第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
エレベーター保守点検委託事業 (ふるさとセンター)	自 令和7年度 至 令和11年度	3,000千円
戸籍システム等標準化事業	令和7年度	9,000千円
文化財保存活用地域計画策定事業	自 令和7年度 至 令和8年度	9,000千円

第3表 地方債

起債の目的	限度額		起債の方法	利率	償還の方法
保育所施設等整備事業債	千円 12,900	証券発行の場合において発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。	政府資金又は民間資金等（証券借入又は証券発行）。ただし、証券発行の方法による場合においては、発行価格は額面金額100円につき99円以上とする。	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び民間資金等について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）。	政府資金についてはその融資条件、民間資金等の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
公用車購入事業債	2,100	〃	〃	〃	〃
観光施設等整備事業債	6,900	〃	〃	〃	〃
急傾斜地崩壊対策事業債	6,700	〃	〃	〃	〃
雨水施設整備事業債	8,600	〃	〃	〃	〃
町道整備事業債	40,400	〃	〃	〃	〃
公園整備事業債	2,700	〃	〃	〃	〃

起債の目的	限度額		起債の方法	利率	償還の方法
消防団施設等整備事業債	26,000	〃	〃	〃	〃
小学校施設等整備事業債	7,700	〃	〃	〃	〃
文化財保護施設整備事業債	8,200	〃	〃	〃	〃
臨時財政対策債	30,000	〃	〃	〃	〃
計	152,200				